



エリアマネジメント ガイドライン

Step 1 「はじめての公共空間の利活用」編



≪目 次≫

1. はじめに	1
2. 公共空間の利用に係る<窓口>と<手続き>の一覧表	3
3. 公共空間の利用に係る<窓口>と<手続き>	
(1) 公園	5
(2) 道路	6
(3) 河川	7
(4) 海岸・砂浜	8
(5) 市役所等の庁舎	9
(6) 港湾（清水港）	10
(7) 漁港	11
(8) 広場	12

参考資料

【参考】 公共空間利用手続きの内容	13
-------------------	----



1. はじめに

皆さんの“やりたい”を公共空間で実現してみませんか？

静岡市のまちなかには、青葉緑地や駿府城公園などの公園、駅前広場や街道、商店街、清水港など魅力的な公共空間がたくさんあります。

近年、そのような魅力的な公共空間を活用し、まちの賑わいづくりの取組が進みつつあります。例えば、青葉緑地などの公共空間の活用方法を考えるワークショップや社会実験（右の写真）、草薙駅周辺の再開発事業を契機とした官民連携のまちづくりなどです。

このガイドラインは、上記のような不特定多数の人が利用する公共空間の活用を後押しするため、公共空間の利用申請、相談できる『窓口』や、利用までに必要な『手続き』を紹介するものです。

このガイドラインを活用して、『皆さんの“やりたい”を公共空間で実現してみませんか？』静岡市も「まちの賑わいづくり」や「まちへの愛着が高まる」取組を積極的に応援します。



公共空間の利用に対する 悩み・課題・要望

この公共空間って使えるの？

どこに相談しに行けばいいの？

どんな手続きが必要になるの？

市のホームページを見ても、
情報がまとまってなくて分かりにくい

公共空間の利用に係る <窓口>と<手続き>を整理しました

<窓口>と<手続き>の一覧表 [“P.3へ”](#)

公園を使いたい！ [“P.5へ”](#)

道路を使いたい！ [“P.6へ”](#)

河川を使いたい！ [“P.7へ”](#)

海岸・砂浜を使いたい！ [“P.8へ”](#)

市役所などの庁舎を使いたい！ [“P.9へ”](#)

港湾・漁港を使いたい！ [“P.10、11へ”](#)

広場を使いたい！ [“P.12へ”](#)

【参考】エリアマネジメントについて

静岡市は、エリアマネジメントの取組を支援しており、市民の財産である公共空間を活用した、まちの賑わいや活性化に寄与する取組を積極的に応援しています。

エリアマネジメントとは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための 住民・事業主・地権者等による主体的な取組

《エリアマネジメントの定義》

- エリアマネジメントは、都市における道路や公園、公開空地など公共的な空間の活用によりまちの質を高め、それを持続的に維持、発展させていくための地域の住民、事業主、地権者等の主体的な取組と定義します。
- エリアマネジメントは、まちづくりの一種ではありますが、公園などの公共的な空間の質の高い整備・管理・活用に、地域の民間主体が参画することを重視する点に特徴があります。

◆ 静岡市はエリアマネジメントを応援します！

◎ 道路や公園など公共空間の魅力を高める 取組を応援します。

市内には魅力的な公共空間がたくさんあります。その魅力的な公共空間を活用した「まちの賑わいづくり」や「まちへの愛着の高まり」、「市民の生活の質の向上」に寄与する取組を応援します。

◎ 組織の大小にかかわらず、自主的・主体的 に行っていく取組を応援します。

公共空間を活用した取組を行っている団体は、町内会や企業、商店等が一堂に会した大きな団体から、少人数で専門的な分野に特化した小さな団体まで多様です。小さな団体が、その機動力等を活かし成果を挙げているなど団体の特性を活かした自主的・主体的な取組を応援します。

◎ 他の分野の人材や行政と連携し、相互に補完し 合いながら幅を広げていく活動を応援します。

エリアマネジメントの活動を持続・発展させるためには、行政や専門家、他の団体と連携し、団体に足りない知識や経験・ノウハウを補完し合うことが望ましいと考えています。

◎ 特に、中心市街地など、多様な人々が利用 するエリアで実施する活動を応援します。

駅周辺や中心市街地は、市内外から多くの人が訪れるエリアです。そのようなエリアでの活動は、まちの賑わいづくりに大きく貢献します。そのため、特に多様な人々が利用するエリアでの取組を応援します。

2. 公共空間の利用に係る＜窓口＞と＜手続き＞の一覧表

◆一覧表の読み方

横軸の活動の内容『こんなことを』と、縦軸の活動の場所『ここで』の組合せから利用申請や相談の＜窓口＞と必要となる＜手続き＞がわかるように一覧に整理しました。

公共 空間	活動	イベント (運動・音楽など)	イベント (飲食・火気を含む場合)
公 園		<p>＊主な公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駿府城公園 ・青葉緑地 ・常磐公園 ・城北公園 など 	<p>＜窓口＞</p> <p>市・緑地政策課（葵区・駿河区） 市・都市計画事務所（清水区）</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○公園内行為許可 ○公園占用許可</p> <p>＜窓口＞</p> <p>市・緑地政策課（葵区・駿河区） 市・都市計画事務所（清水区）</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○公園内行為許可 ○公園占用許可</p> <p>○食品営業許可（市・保健所） ○火災予防関係届出（市・消防署）</p>
道 路		<p>＊市管理：国道1号、52号以外 ※国管理道路（国道1号、国道52号）における手続きについては静岡国道事務所（☎054-250-8906）にお問い合わせください。</p>	<p>＜窓口＞</p> <p>警察署 市管理：市・土木管理課（葵区・駿河区） 市・土木事務所（清水区）</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○道路使用許可（警察署） ○道路占用許可</p> <p>＜窓口＞</p> <p>警察署 市管理：市・土木管理課（葵区・駿河区） 市・土木事務所（清水区）</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○道路使用許可（警察署） ○道路占用許可 ○食品営業許可（市・保健所） ○火災予防関連届出（市・消防署）</p>
河 川		<p>＊河川管理者は「【参考】静岡市内を流れる河川の管理者一覧（P.25）」を参照してください</p>	<p>＜窓口＞</p> <p>国管理：国・静岡河川事務所 国・甲府河川国道事務所 県管理：県・静岡土木事務所 市管理：市・土木管理課（葵区・駿河区） 市・土木事務所（清水区）</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○一時使用届（河川管理者と相談）</p> <p>＜窓口＞</p> <p>国管理：国・静岡河川事務所 国・甲府河川国道事務所 県管理：県・静岡土木事務所 市管理：市・土木管理課（葵区・駿河区） 市・土木事務所（清水区）</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○土地の占用許可（又は一時使用届） ○工作物の新設等の許可 ○食品営業許可（市・保健所） ○火災予防関係届出（市・消防署）</p>
海岸・砂浜		<p>＊海岸・砂浜管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国管理 ：蒲原海岸 ②県管理 ：①と③以外の海岸・砂浜 ③市管理 ：由比・用宗漁港海岸 	<p>＜窓口＞</p> <p>国管理：国・静岡河川事務所 県管理：県・静岡土木事務所 市管理：市・水産漁港課</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○海岸占用許可</p> <p>＜窓口＞</p> <p>国管理：国・静岡河川事務所 県管理：県・静岡土木事務所 市管理：市・水産漁港課</p> <p>＜手続き＞</p> <p>○海岸占用許可 ○食品営業許可（市・保健所） ○火災予防関係届出（市・消防署）</p>

《手手続きの凡例》

- ◎：イベント等で使用する際は必ず必要となる手続き
○：イベントの内容に応じて必要になる手続き

活動 公共 空間	イベント (運動・音楽など)	イベント (飲食・火気を含む場合)
市役所等の 庁舎 (広場や駐車場等の オープンスペース)	<p><窓口></p> <p>市・管財課</p> <p>※庁舎によって管理者が異なるため、詳しくは 資料7 (P.19) をご覧ください。</p> <p><手続き></p> <p>◎庁舎内行為許可</p>	<p><窓口></p> <p>市・管財課</p> <p>※庁舎によって管理者が異なるため、詳しくは 資料7 (P.19) をご覧ください。</p> <p><手続き></p> <p>*応相談（火気については、原則禁止）</p>
港湾／漁港	<p><窓口></p> <p>港湾：県・清水港管理局 漁港：市・水産漁港課</p> <p><手続き></p> <p>◎港湾／漁港施設占用許可</p>	<p><窓口></p> <p>港湾：県・清水港管理局 漁港：市・水産漁港課</p> <p><手続き></p> <p>◎港湾／漁港施設占用許可 ○食品営業許可（市・保健所） ○火災予防関係届出（市・消防署）</p>
広 場	<p><窓口></p> <p>市・まちは劇場推進課（葵スクエア、 静岡駅北口駅前地下広場バントスバース） 市・企画課【東静岡アート&スポーツヒロバ 実行委員会事務局】（東静岡アート& スポーツヒロバ） 市・清水駅周辺整備課（清水駅東口広場）</p> <p><手続き></p> <p>◎広場の利用申請</p>	<p><窓口></p> <p>市・まちは劇場推進課（葵スクエア、 静岡駅北口駅前地下広場バントスバース） 市・企画課【東静岡アート&スポーツヒロバ 実行委員会事務局】（東静岡アート& スポーツヒロバ） 市・清水駅周辺整備課（清水駅東口広場）</p> <p><手続き></p> <p>◎広場の利用申請 ○食品営業許可（市・保健所） ○火災予防関係届出（市・消防署）</p>

* 屋外広告物について

静岡市では、「良好な景観形成と風致の維持」、そして「公衆に対する危害の防止」を図るため、屋外広告物の設置等についてのルール（静岡市屋外広告物条例）を定めています。

イベント等で看板やのぼりなどを設置する場合、地域や大きさによっては設置できないものや、許可の必要なもの、大きさ等に規制があるものなどがあります。

詳しくは、市HP（屋外広告物について）を参照して頂き、市・建築総務課屋外広告物係（☎054-221-1123）までお気軽にお問い合わせください。

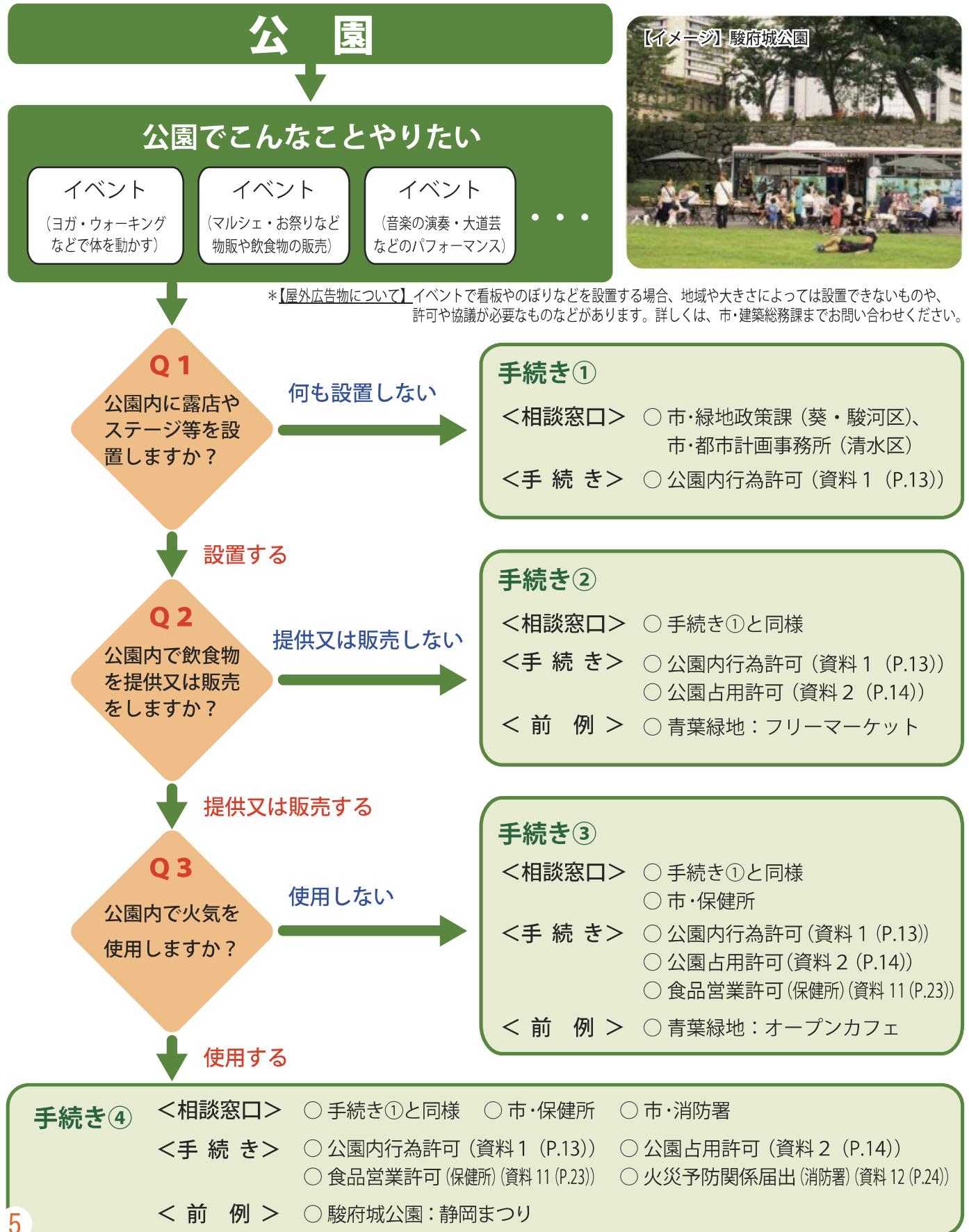
詳しくは
P.
9
へ

P.
10
/
11
へ

P.
12
へ

3. 公共空間の利用に係る<窓口>と<手続き>

(1) 公園



(2) 道路

道 路

市管理：国道1号、国道52号を除く国県道、市道
※国管理道路（国道1号、国道52号）における手続きについては
静岡国道事務所（☎054-250-8900）にお問い合わせください。



道路でこんなことやりたい

イベント

（ヨガ・ウォーキング
などで体を動かす）

イベント

（マルシェ・お祭りなど
物販や飲食物の販売）

イベント

（音楽の演奏・大道芸
などのパフォーマンス）

• • •

*【屋外広告物について】イベントで看板やのぼりなどを設置する場合、地域や大きさによっては設置できないものや、許可や協議が必要なものなどがあります。詳しくは、市・建築総務課までお問い合わせください。

*【道路の使用について】道路を使用する場合、道路の構造又は交通に支障を生ずることがないよう考慮する必要があります。
ご検討の際は、相談窓口にご相談ください。

Q 1

道路内に露店や
ステージ等を設
置しますか？

何も設置しない

手続き①

<相談窓口> 警察署

<手 続 き> 道路使用許可（警察署）（資料4（P.16））

Q 2

道路内で飲食物
を提供又は販売
をしますか？

提供又は販売しない

手続き②

<相談窓口> 警察署

市管理：市・土木管理課（葵・駿河区）

市・土木事務所（清水区）

<手 続 き>

道路使用許可（警察署）（資料4（P.16））

道路占用許可（資料3（P.15））

Q 3

道路内で火気を
使用しますか？

使用しない

手続き③

<相談窓口> 手続き②と同様

市・保健所

<手 続 き>

道路使用許可（警察署）（資料4（P.16））

道路占用許可（資料3（P.15））

食品営業許可（保健所）（資料11（P.23））

使用する

手続き④ <相談窓口>

手続き②と同様

市・保健所 市・消防署

<手 続 き>

道路使用許可（警察署）（資料4（P.16））

食品営業許可（保健所）（資料11（P.23））

道路占用許可（資料3（P.15））

火災予防関係届出（消防署）（資料12（P.24））

3. 公共空間の利用に係る<窓口>と<手続き>(続き)

(3) 河川

河 川

【河川管理者】河川管理者については、「【参考】静岡市内を流れる河川の管理者一覧 (P.25)」を参照してください。

【イメージ】河川

河川でこんなことやりたい

イベント

(ヨガ・ウォーキングなどで体を動かす)

イベント

(マルシェ・お祭りなど物販や飲食物の販売)

イベント

(音楽の演奏・大道芸などのパフォーマンス)

• • •

【イメージ】河川



*【屋外広告物について】イベントで看板やのぼりなどを設置する場合、地域や大きさによっては設置できないものや、許可や協議が必要なものなどがあります。詳しくは、市・建築総務課までお問い合わせください。

Q 1

河川空間に工作物を設置しますか？

何も設置しない

手続き①

- <相談窓口> ○ 国管理：国・静岡河川事務所
国・甲府河川国道事務所
○ 県管理：県・静岡土木事務所
○ 市管理：市・土木管理課（葵・駿河区）
市・土木事務所（清水区）
<手続き> ○ 一時使用届（河川管理者と相談）

設置する

Q 2

河川空間で飲食物を提供又は販売をしますか？

提供又は販売しない

手続き②

- <相談窓口> ○ 手続き①と同様
<手続き> ○ 土地の占用許可（又は一時使用届）(資料 5 (P.17))
○ 工作物の新設等の許可(資料 5 (P.17))

提供又は販売する

Q 3

河川空間で火気を使用しますか？

使用しない

手続き③

- <相談窓口> ○ 手続き①と同様
○ 市・保健所
<手続き> ○ 土地の占用許可（又は一時使用届）(資料 5 (P.17))
○ 工作物の新設等の許可(資料 5 (P.17))
○ 食品営業許可(保健所)(資料 11 (P.23))

使用する

手続き④

<相談窓口> ○ 手続き①と同様 ○ 市・保健所 ○ 市・消防署

<手続き> ○ 土地の占用許可（又は一時使用届）(資料 5 (P.17))
○ 工作物の新設等の許可(資料 5 (P.17))
○ 食品営業許可(保健所)(資料 11 (P.23)) ○ 火災予防関係届出(消防署)(資料 12 (P.24))

(4) 海岸・砂浜

海岸・砂浜

【海岸・砂浜管理者】国管理：蒲原海岸
県管理：国・市管理区域以外
市管理：由比・用宗漁港海岸

【イメージ】蒲原海岸

海岸・砂浜でこんなことやりたい

イベント

(ヨガ・ウォーキング
などで体を動かす)

イベント

(マルシェ・お祭りなど
物販や飲食物の販売)

イベント

(音楽の演奏・大道芸
などのパフォーマンス)

• • •



*【屋外広告物について】イベントで看板やのぼりなどを設置する場合、地域や大きさによっては設置できないものや、許可や協議が必要なものなどがあります。詳しくは、市・建築総務課までお問い合わせください。
*【海岸・砂浜の使用について】海岸・砂浜は自由使用が原則です。独占的な使用を保証するものではありません。他の利用者に支障のない範囲譲り合って使用して下さい。

Q 1

海岸で飲食物を
提供又は販売を
しますか？

提供又は販売しない

手続き①

<相談窓口> ○ 国管理：国・静岡河川事務所
県管理：県・静岡土木事務所
市管理：市・水産漁港課
<手 続 き> ○ 海岸占用許可 (資料 6 (P.18))

Q 2

海岸で火気を使
用しますか？

使用しない

手続き②

<相談窓口> ○ 手続き①と同様
○ 市・保健所
<手 続 き> ○ 海岸占用許可 (資料 6 (P.18))
○ 食品営業許可 (保健所) (資料 11 (P.23))

使用する

手続き③

<相談窓口> ○ 手手続き①と同様

○ 市・保健所 ○ 市・消防署

<手 続 き>

○ 海岸占用許可 (資料 6 (P.18))

○ 食品営業許可 (保健所) (資料 11 (P.23))

○ 火災予防関係届出 (消防署) (資料 12 (P.24))

*これまでの海岸を使った取り組み

○ 大浜ビーチフェスタ 場所：大浜公園・大浜海岸 主催：大浜ビーチフェスタ実行委員会

○ ビーチフェスタ in かんばら 場所：蒲原海岸 主催：ビーチフェスタ in かんばら実行委員会

3. 公共空間の利用に係る＜窓口＞と＜手続き＞(続き)

(5) 市役所等の庁舎（広場、駐車場などのオープンスペース）



*これまでの庁舎を使った取り組み

- HOTひといきコンサート 場所：静岡市役所 静岡庁舎新館1階ラウンジ 主催：静岡市
- かんばらちょくく楽市 場所：蒲原生涯学習交流館 南駐車場 主催：蒲原商工会青年部

(6) 港湾（清水港）



*これまでの港湾を使った取り組み

- 清水みなとまつり 場所：日の出埠頭 主催：清水みなとまつり実行委員会
- 清水港興津フェア 場所：国際流通センター（興津第一埠頭内） 主催：清水港興津フェア実行委員会

3. 公共空間の利用に係る<窓口>と<手続き>(続き)

(7) 漁港(由比漁港、用宗漁港)



*これまでの漁港を使った取り組み

- | | | |
|------------|---------|------------------|
| ○ 用宗漁港まつり | 場所：用宗漁港 | 主催：用宗漁港まつり実行委員会 |
| ○ 由比桜えびまつり | 場所：由比漁港 | 主催：由比桜えびまつり実行委員会 |

(8) 広場



* 主な広場の管理者

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| ○ 市・まちは劇場推進課 | : 葵スクエア、静岡駅北口駅前地下広場ハントスペース |
| ○ 市・企画課【東静岡アート&スポーツヒロバ実行委員会事務局】 | : 東静岡アート&スポーツヒロバ |
| ○ 市・清水駅周辺整備課 | : 清水駅東口広場 |

【参考】公共空間利用の手続きの内容

資料1 【公園】公園内行為許可

(1) 公園内行為許可とは

- 公園内で写真・映画の撮影、興行、催し物の開催などで公園を利用する場合に必要となる許可申請です。

(2) 根拠法令・条例等

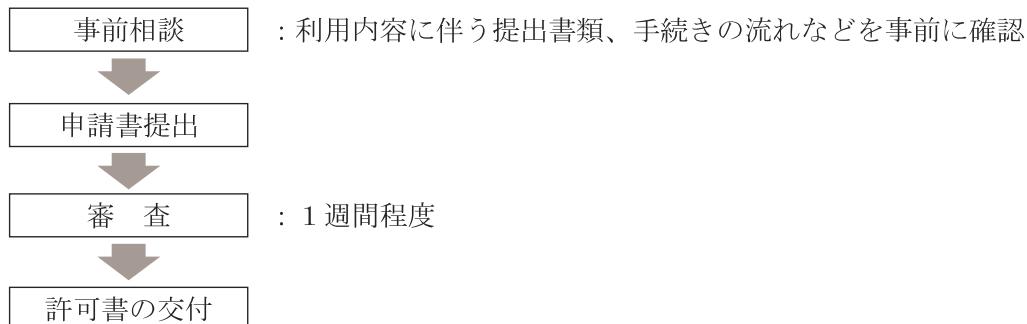
- 都市公園法
- 都市公園運用指針（平成24年4月／国土交通省都市局）
- 静岡市都市公園条例

(3) 申請窓口・管理者

- 静岡市 緑地政策課（葵区・駿河区、☎054-221-1107）、都市計画事務所（清水区、☎054-354-2273）

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 公園内行為許可申請書（申請書の様式は、静岡市HP「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。）
- ・ 企画書 ・ 仕様書 ・ 位置図や配置図などの図面 等

(5) 公園使用料

- 静岡市都市公園条例に基づき、使用料がかかります。使用料は、特定の公園、利用内容や利用面積によって異なります。使用料の例を以下に示します。
- 利用内容によっては、公園使用料の減免や増額等の対象となる場合があります。詳細は、静岡市緑地政策課（葵・駿河区）、都市計画事務所（清水区）にお問い合わせください。（平成31年4月1日現在）

区分：静岡市都市公園条例第17条		単位	使用料
行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること	面積によるもの	1m ² 1日につき	86円
	面積により難いもの	1人1日につき	1,080円
業として写真又は映画を撮影すること	面積によるもの	1m ² 1日につき	86円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,080円
興行をすること	面積によるもの	1m ² 1日につき	43円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,620円
競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのため公園を利用すること	面積によるもの	1m ² 1日につき	32円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,620円

(6) その他

- 公園によっては、静岡市都市公園条例に基づく行為の禁止又は制限に加えて、許可条件が定められていますことがあります。（例：青葉緑地）
- 詳細は、静岡市緑地政策課（葵・駿河区）、都市計画事務所（清水区）にお問い合わせください。

資料2 【公園】公園占用許可

(1) 公園占用許可とは

- 公園内に露店やベンチ、ステージ、音響施設等を設置する際に必要となる許可申請です。

(2) 根拠法令・条例等

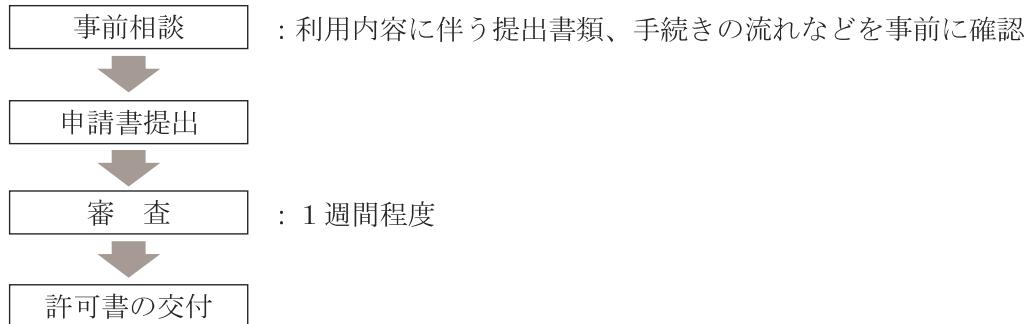
- 都市公園法
- 都市公園運用指針（平成24年4月／国土交通省都市局）
- 静岡市都市公園条例

(3) 申請窓口・管理者

- 静岡市緑地政策課（葵区・駿河区、☎054-221-1107）、都市計画事務所（清水区、☎054-354-2273）

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 公園占用許可申請書（申請書の様式は、静岡市HP「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。）
- ・ 企画書　・ 仕様書　・ 位置図や配置図などの図面 等

(5) 公園使用料

- 静岡市都市公園条例に基づき、使用料がかかります。使用料は、特定の公園、利用内容や利用面積によって異なります。使用料の例を以下に示します。
- 利用内容によっては、公園使用料の減免や増額等の対象となる場合があります。詳細は、静岡市緑地政策課（葵・駿河区）、都市計画事務所（清水区）にお問い合わせください。

（平成31年4月1日現在）

区分：静岡市都市公園条例第17条	単位	使用料
「興行をする」ために設けられる仮設工作物	1m ² 1月につき	43円20銭
「競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのため公園を利用する」ために設けられる仮設工作物	表示面積1m ² 1日につき	3,240円
その他	1m ² 1月につき	21円60銭
その他の占用物件	1m ² 1月につき	32円40銭

(6) その他

- 公園によっては、静岡市都市公園条例に基づく行為の禁止又は制限に加えて、許可条件が定められていることがあります。（例：青葉緑地）
- 詳細は、静岡市緑地政策課（葵・駿河区）、都市計画事務所（清水区）にお問い合わせください。

【参考】公共空間利用の手続きの内容

資料3 【道路】道路占用許可

(1) 道路占用許可とは

- 道路上に物件を設置し、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可が必要になります。
- 原則、所轄警察署の道路使用許可が必要になります。

(2) 根拠法令・条例等

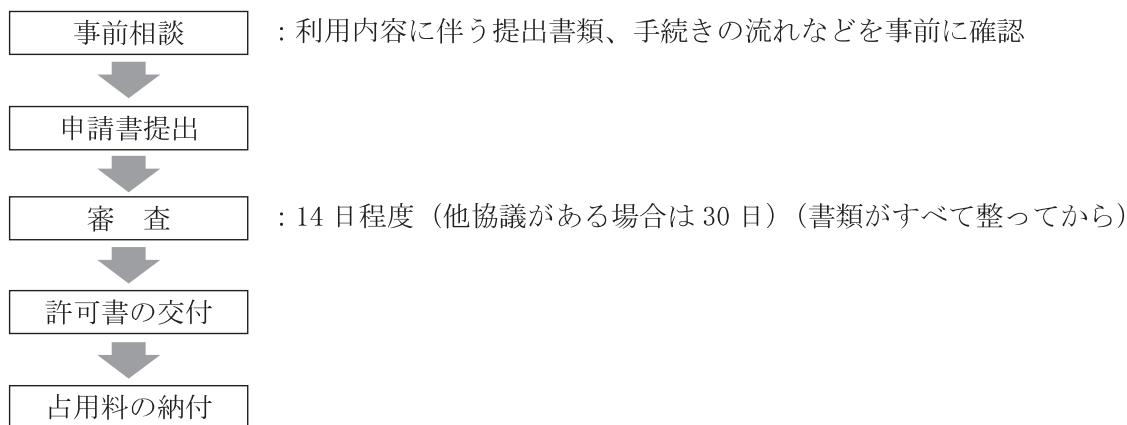
- 道路法
- 静岡市道路占用料条例
- 静岡市道路占用規則

(3) 申請窓口・管理者

- 市管理：国道1号、国道52号以外
- 管理者：静岡市 土木管理課（葵・駿河区、054-221-1442）、土木事務所（清水区、054-354-2218）
※ 国管理道路（国道1号、国道52号）における手続きについては静岡国道事務所（054-250-8906）にお問い合わせください。

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 道路占用許可申請書（申請書の様式は、静岡市HP「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。）
- ・ 案内図 • 平面図 • 断面図 • 交通規制図 • 現況写真 等

(5) 道路占用料（市管理道路の場合）

- 静岡市道路占用料条例に基づき、道路占用料がかかります。占用料は、利用内容や占用面積によって異なります。占用料の抜粋を以下に示します。
- 利用内容によっては、道路占用料の減免等の対象となる場合があります。詳細は、静岡市土木管理課（葵・駿河区）、土木事務所（清水区）にお問い合わせください。

◆ 占用期間が1月以上の場合

（平成30年4月1日現在）

区分：静岡市道路占用料条例第2条	単位	使用料
道路法第32条第1項第6号 露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	占用面積1m ² につき1日 占用面積1m ² につき1月
		69円 690円

(6) 道路占用許可の基準や条件

- 道路法により、道路占用許可の基準（道路法第33条第1項）や条件（道路法第87条）が設定されていますが、道路空間を活用した路上イベントの実施など、地域の活性化や都市における賑わいの創出に寄与する道路占用について、道路管理者としても支援していくべきと考え、弾力的な運用を進めています。道路占用許可の基準や条件等については、静岡市土木管理課（葵・駿河区）、土木事務所（清水区）にお問い合わせください。
- また、国土交通省では「道路を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」を作成し、道路占用許可の基準や条件等を整理していますので参考にしてください。（<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo.html>）

資料4 【道路】道路使用許可

(1) 道路使用許可とは

- イベントなどで道路を使用する場合に必要となる許可申請です。

(2) 根拠法令・条例等

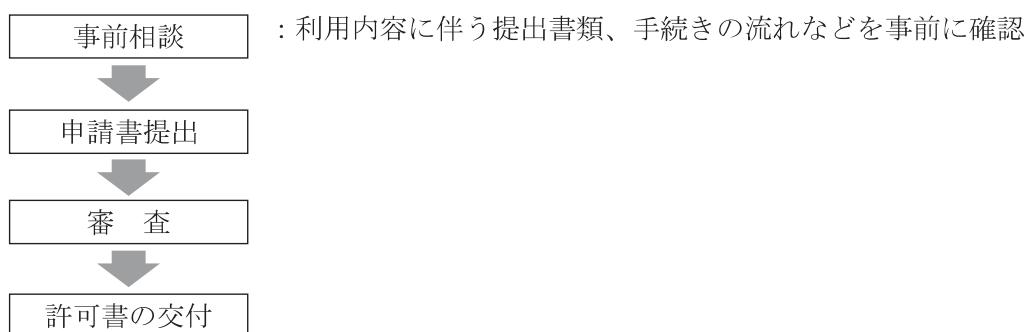
- 道路交通法
- 静岡県道路交通法施行細則

(3) 申請窓口

- 静岡県警察（葵区：静岡中央警察署（054-250-0110）、駿河区：静岡南警察署（054-288-0110）、清水区：清水警察署（054-366-0110））

(4) 手続き

1) 手手続きの流れ



2) 提出書類（2部）

- ・ 道路使用許可申請書（申請書の様式は、静岡県警察HPからダウンロードできます。）
- ・ 道路使用の場所の位置図
- ・ 道路の使用の場所または区間の見取図
- ・ 道路の使用の方法や形態を具体的に説明する資料
- ・ 交通量調査資料、迂回路図その他道路使用に関し警察署長が必要と認めた資料

(5) 手数料

- 2,300円（手数料は、申請書提出時に静岡県収入印紙により徴収します。）（平成30年4月1日現在）

(6) 道路使用許可の申請が必要な場合（静岡県警察HPより）

- 許可申請が必要な場合について以下に示しますが、詳細は静岡県警察にお問い合わせください。
- 道路交通法第77条
 - ・ 1号許可：道路において、工事や作業をするとき。
 - ・ 2号許可：道路に石碑や銅像、広告板などを設置するとき。
 - ・ 3号許可：場所を移動しないで道路上で露店や屋台などを出すとき。
 - ・ 4号許可：お祭りや撮影などで、交通に著しい影響を及ぼすとき。
- 静岡県道路交通法施行細則第11条
 - ・ 道路において、競技会や街頭行進など集団的な催しものを行うとき。
 - ・ 道路において、撮影会や録音会などをを行うとき。
 - ・ 道路に人が集まる方法で、演説や演劇などをし、又はラジオ、テレビなどの放送を行うとき。
 - ・ 道路において、消防や水防、避難・救護訓練などをを行うとき。
 - ・ 交通の頻繁な道路で、寄付や署名、アンケートなどをを行うとき。
 - ・ 交通の頻繁な道路で、宣伝物や印刷物などの配布や販売をするとき。
 - ・ 交通の頻繁な道路で車両などに、著しく人目をひくような装飾などや、拡声器を用いて通行するとき。
 - ・ 道路において、3人以上連行して、のぼりや旗、看板などを持ち、または楽器を鳴らして、広告や宣伝をするとき。
 - ・ 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をするとき。

【参考】公共空間利用の手続きの内容

資料5 【河川】土地の占用の許可・工作物の新設等の許可

(1) 土地の占用の許可・工作物の新設等の許可とは

- 河川区域内で写真・映画の撮影、興行、催し物の開催などで河川区域を利用する場合に必要となる許可申請です（土地の占用の許可）。その際に、工作物を設置する場合は、工作物設置に関する許可が必要になります。なお、河川により異なる場合がありますので、詳細は管轄の河川事務所にお問い合わせください。

(2) 根拠法令・条例等

- 河川法 ○ 河川敷地占用許可準則
- 静岡県河川管理条例 ○ 静岡県河川管理規則
- 静岡市河川法等施行細則 ○ 静岡市法定外公共物管理条例 ○ 静岡市準用河川流水占用料等徴収条例

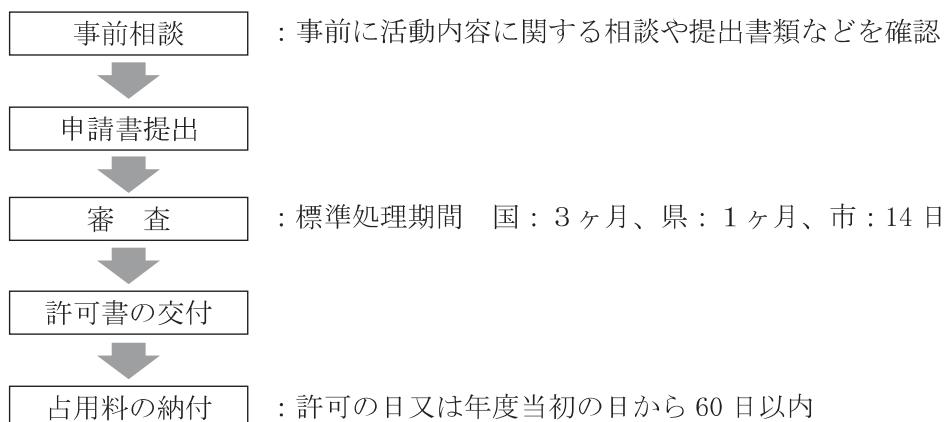
(3) 申請窓口・管理者

- 国管理河川 管理者：国土交通省 静岡河川事務所（安倍川、藁科川）、甲府河川国道事務所（富士川）
- 県管理河川 管理者：静岡県 静岡土木事務所
- 市管理河川 管理者：静岡市 土木管理課（葵・駿河区）、土木事務所（清水区）

* 各河川の管理者は「【参考】静岡市内を流れる河川の管理者一覧（P. 25）」を参照してください。

(4) 手続き

1) 手続きの流れ * 富士川では処理の迅速化に向けた取組を試行運用中です。



2) 提出書類

- ・ 土地の占用の許可申請書
- ・ 工作物の新設等の許可申請書（工作物を設置する場合のみ）
- ・ 事業の計画の概要を記載した図書
- ・ 位置図
- ・ 平面図 等

(5) 流水占用料等（市管理河川の場合）

- 下表の規定により算出した額を納める必要があります（下表は流水占用料の一部を抜粋し掲載しています）。占用料は利用内容によって、占用料の減免等の対象となる場合があります。詳細は、河川管理者にお問い合わせください。

◆ 占用期間が1月末満の場合

（平成30年4月1日現在）

区分	算定単位	使用料
工作物の設置を伴うもの	表示面積1m ² につき1ヶ月	62円10銭
	占用面積1m ² につき1ヶ月	27円
	占用面積1m ² につき1ヶ月	27円
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1m ² につき1ヶ月	14円39銭

資料6 【海岸・砂浜】海岸占用許可

(1) 海岸占用許可とは

- 海岸保全区域で写真・映画の撮影、興行、催し物の開催などで海岸・砂浜を利用する場合に必要となる許可申請です。

(2) 根拠法令・条例等

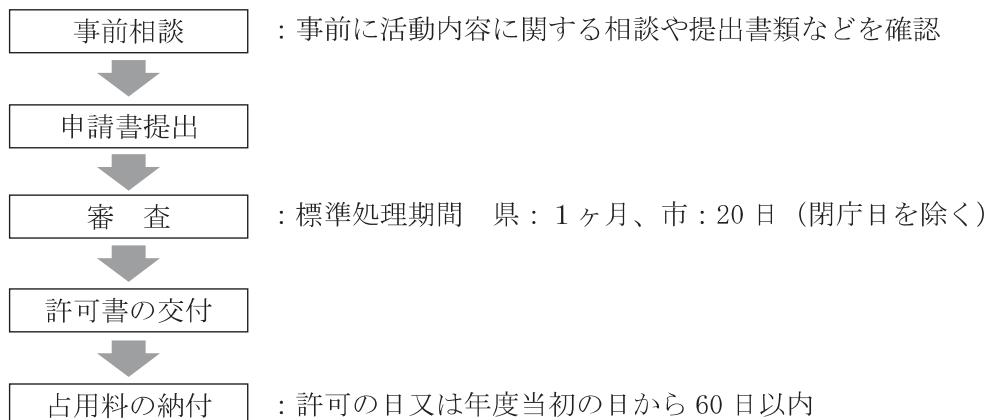
- 海岸法 ○ 海岸法施行規則
- 静岡県海岸管理規則 ○ 静岡県海岸占用料等徴収条例
- 静岡市海岸法施行細則 ○ 静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例

(3) 申請窓口・管理者

- 国管理：蒲原海岸 管理者：国土交通省 静岡河川事務所
- 県管理：国・市管理区域以外 管理者：静岡県 静岡土木事務所
- 市管理：由比・用宗漁港海岸 管理者：静岡市 水産漁港課

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 海岸占用許可申請書（申請書の様式は、静岡県HP「申請書ダウンロードサービス」、静岡市HP「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。）
- ・ 企画書（占用の目的、場所、期間、面積等）
- ・ 設計書及び仕様書
- ・ 図面（位置図、平面図等）等

(5) 占用料等（市管理の海岸・砂浜の場合）

- 下表の規定により算出した額を納める必要があります（下表は占用料の一部を抜粋し掲載しています）。占用料は利用内容によって、占用料の減免等の対象となる場合があります。詳細は、静岡市水産漁港課までお問い合わせください。

（平成30年4月1日現在）

区分		算定単位	使用料
工作物の設置を伴うもの	広告板（掲示板を含む。）	表示面積1m ² につき1ヶ月	60円37銭
	船舶を係留し又は保管する施設	占用面積1m ² につき1ヶ月	一円
	その他のもの	占用面積1m ² につき1ヶ月	26円25銭
工作物の設置を伴わないもの	その他のもの	占用面積1m ² につき1ヶ月	13円99銭

(6) その他

- 海岸は自由使用が原則です。独占的な使用を保証するものではありません。他の利用者に支障のない範囲で譲りあって使用して下さい。

【参考】公共空間利用の手続きの内容

資料7 【市役所等の庁舎】 庁舎内行為許可

(1) 庁舎内行為許可とは

- 庁舎において物品の販売や公務以外の目的のために庁舎を一時使用する場合に必要となる許可申請です。

(2) 根拠法令・条例等

- 静岡市庁舎管理規則

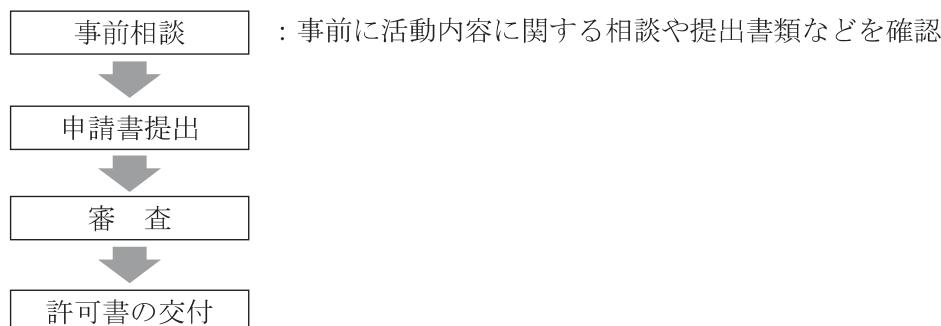
(3) 申請窓口・管理者

- 静岡市 管財課 (☎054-221-1013)

※ 庁舎によって管理者が異なるため、詳しくは（6）をご覧ください。

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 庁舎内行為許可申請書

(5) 行為の禁止又は制限等

1) 禁止行為

- 爆発若しくは引火のある物の付近又は倉庫、車庫、廊下等で火気を取り扱うこと。
- 定められた場所以外で喫煙すること。
- 著しく通行を妨げること。
- 庁舎若しくは器物を損傷し、又は汚す行為をすること。
- 示威又はけんそうにわたる行為により、執務を妨げること。
- 職員に対し面会を強要すること。
- 乱暴な言動、行為その他他人に嫌悪の念を覚えさせる行為をすること。
- 庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすような行為をし、又はしようとすること。

(6) 庁舎の管理者

<庁舎の区分>	<管理責任者>
静岡庁舎	財政局財政部管財課長
清水庁舎	清水区役所地域総務課長
駿河区役所庁舎	駿河区役所地域総務課長
井川庁舎	井川支所長
蒲原庁舎	蒲原支所長
消防局庁舎	消防局消防部財産管理課長
その他の庁舎	所管の長

資料8 【港湾・漁港】港湾施設占用許可

(1) 港湾施設占用許可とは

- 港湾区域内で写真・映画の撮影、興行、催し物の開催などで港湾区域を利用する場合に必要となる許可申請です。

(2) 根拠法令・条例等

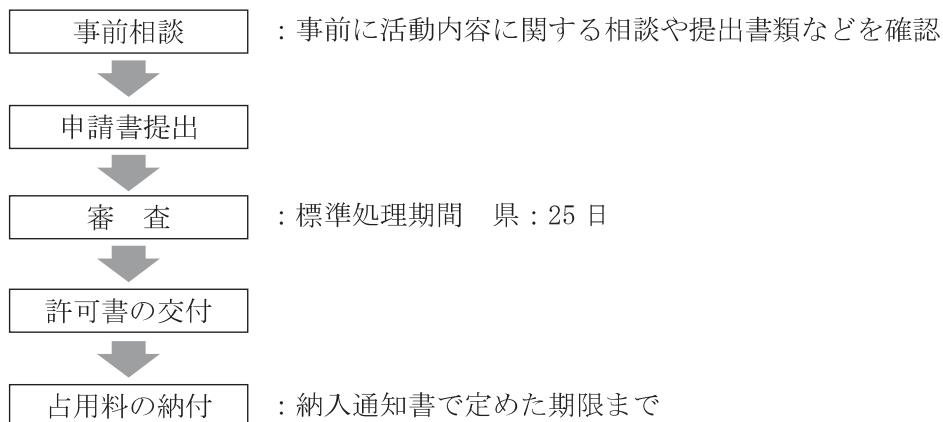
- 港湾法
- 静岡県港湾管理条例

(3) 申請窓口・管理者

- 静岡県 清水港管理局（静岡市内の港湾施設は、清水港のみ）

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 港湾施設占用許可申請書
(申請書の様式は、静岡県HP「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードできます。)
- ・ 各種図面（位置図、平面図、求積図、構造図等）
- ・ 設計書
- ・ 仕様書 等

(5) 占用料等

- 下表の規定により算出した額を納める必要があります（下表は占用料の一部を抜粋し掲載しています）。占用料は利用内容によって、占用料の減免等の対象となる場合があります。詳細は、静岡県清水港管理局にお問い合わせください。

(平成30年4月1日現在)

区分		算定単位	使用料
工作物の設置を伴うもの	広告板（掲示板を含む。）	表示面積1m ² につき1年	690円
	船舶を係留し又は保管する施設	占用面積1m ² につき1年	300円
	その他のもの	占用面積1m ² につき1年	300円
工作物の設置を伴わないもの	その他のもの	占用面積1m ² につき1年	260円

*占用期間が1ヶ月未満の場合は、日割計算となります。1ヶ月以上1年未満の場合は、月割計算とし端数は繰り上げとします。

【参考】公共空間利用の手続きの内容

資料9 【港湾・漁港】漁港施設占用許可

(1) 漁港施設占用許可とは

- 漁港区域内で写真・映画の撮影、興行、催し物の開催などで漁港区域を利用する場合に必要となる許可申請です。

(2) 根拠法令・条例等

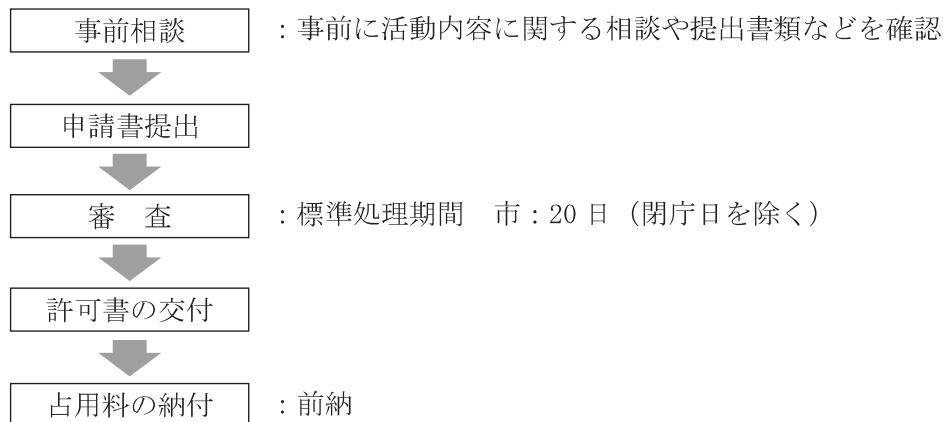
- 漁港漁場整備法
- 静岡市漁港管理条例
- 静岡市漁港管理規則

(3) 申請窓口・管理者

- 静岡市 水産漁港課

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 甲種漁港施設占用許可申請書
(申請書の様式は、静岡市HP「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。)
- ・ 各種図面（位置図、平面図、求積図、構造図等）　・ 設計書　・ 仕様書 等

(5) 占用料等

- 下表の規定により算出した額を納める必要があります（下表は占用料の一部を抜粋し掲載しています）。占用料は利用内容によって、占用料の減免等の対象となる場合があります。詳細は、静岡市水産漁港課にお問い合わせください。

◆ 占用期間が1ヶ月未満の場合 (平成30年4月1日現在)

区分		算定単位	使用料
道路以外の施設	工作物を設ける場合	占用面積 1 m ² につき 1 ヶ月	26 円 25 銭
	工作物を設けない場合	占用面積 1 m ² につき 1 ヶ月	13 円 99 銭
	電柱等を設ける場合	1 本につき 1 ヶ月	73 円 50 銭
道路			静岡市道路占用料条例の規定による。

(6) その他

- 漁業協同組合との調整が必要となる場合があります。

資料 10 【広場】広場の利用申請

(1) 広場の利用申請とは

- 広場を写真・映画の撮影、興行、催し物の開催などで利用する場合に必要となる申請です。

(2) 根拠法令・条例等

* 個別に利用要領等が設定されていますのでご確認ください。

(3) 申請窓口・管理者

1) 葵スクエア、静岡駅北口駅前地下イベントスペース

- 静岡市 まちは劇場推進課

2) 東静岡アート&スポーツ / ヒロバ

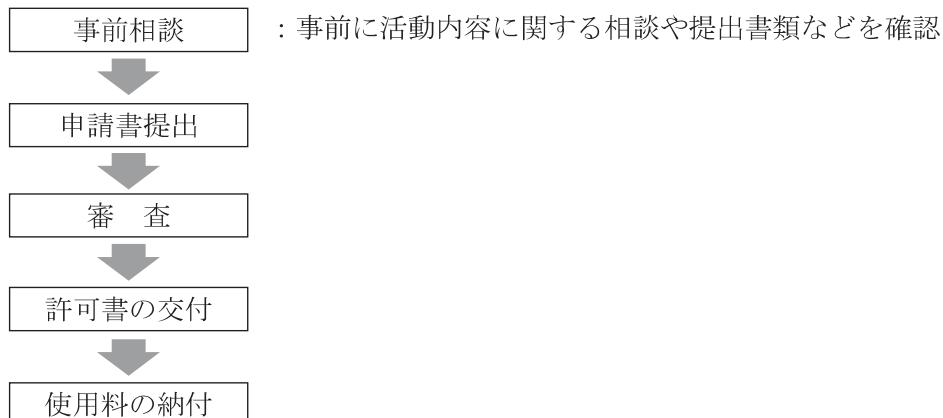
- 静岡市 企画課【東静岡アート&スポーツ / ヒロバ実行委員会事務局】

3) 清水駅東口広場

- 静岡市 清水駅周辺整備課

(4) 手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

・ 各広場の利用申請書

(申請書の様式は、静岡市HP「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードできます。)

※ 東静岡アート&スポーツ / ヒロバの申請書は現時点ではダウンロードできません。

(5) 使用料等

- 各広場において使用料が設定されています。参考として、以下に「青葉イベント広場」の料金区分を記載します。使用料は利用内容等により、使用料の減免等の対象となる場合があります。詳細は、各広場の管理者にお問い合わせください。

(平成30年4月1日現在)

時間区分	貸付料		電気料	水道料
	平日以外の日	平日		
午前（9:00～13:00）	22,400円	11,200円	240円	200円
午後（13:00～17:00）	22,400円	11,200円	240円	200円
夜間（17:00～20:00）	16,800円	8,400円	180円	150円
全日（9:00～20:00）	61,600円	30,800円	660円	550円

【参考】公共空間利用の手続きの内容

資料 11 食品営業許可（露店営業について）

（1）露店営業許可とは

- 給水・排水設備のない場所で、食品を調理し販売するための許可です。原則として調理販売できる商品は、直前に加熱するものです。
- 市内で露店営業する場合は、静岡県・静岡市・浜松市のいずれかの露店営業許可が必要です。そうざい製造業、菓子製造業、飲食店営業（仕出し・弁当）の許可を持っている施設で作った商品の取り売りに、許可は必要ありません。
- * イベント主催者には、「イベント開催届」の提出をお願いしています（任意）。詳しくは静岡市HPを参照してください（URL:http://www.city.shizuoka.jp/627_000007.html）。
- * 食品営業許可はイベント等に出店する出店者が取得するものです。イベント主催者は、出店者の食品営業許可証を確認してください。イベント主催者が、出店者に対する事前説明会等を行う場合、保健所に出席を求めることができます。

（2）根拠法令・条例等

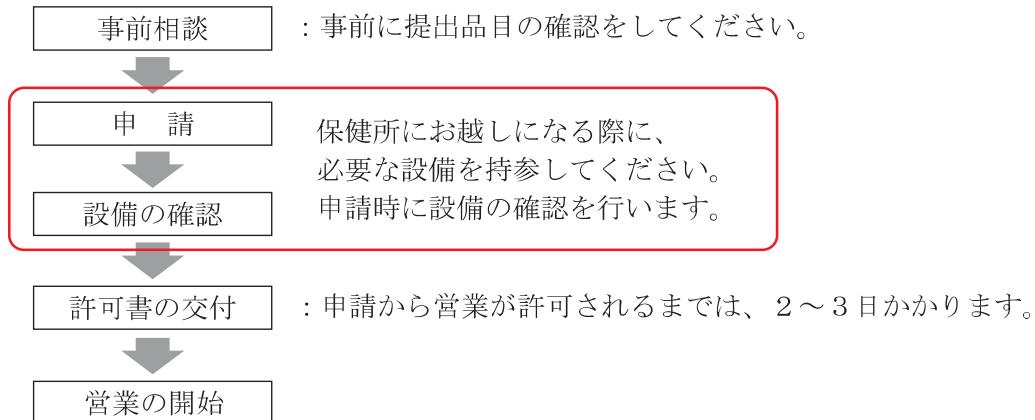
- 食品衛生法
- 食品衛生法施行条例
- 静岡県食品衛生規則

（3）申請窓口

- 静岡市保健所 食品衛生課

（4）手続き

1) 手続きの流れ



2) 提出書類

- ・ 営業許可申請書（申請書の様式は、静岡市HP「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。）
- ・ 登記事項全部証明書（原本・申請者が法人の場合）
- ・ 保菌検査受診済が確認できる書類（3ヶ月以内）
- ・ 図面（レイアウト図）
- ・ 食品衛生責任者の資格証明書（原本）又は誓約書
- ・ 営業許可申請手数料 16,000円

（5）露店営業に必要な設備

- ・ 水タンク（蛇口付き・40L以上（20L以上のタンクを使用のこと））
- ・ 洗浄槽（廃水バケツ。巾・長さ30cm以上）
- ・ 消毒装置（液体せっけん）
- ・ 食器等保管設備（密閉出来るもの。発泡スチロール・段ボール不可）
- ・ 廃棄物容器（ふた付き）
- ・ 冷蔵設備（必要な場合。クーラーボックス可。保冷材・温度計を装備すること）
- ・ 殺菌設備（ガスコンロ・次亜塩素酸ナトリウムなど）
- ・ テントなど（3方囲いのできるもの。屋根のある場所のみ営業の場合、要相談）

資料 12 火災予防関係届出

(1) 火災予防関係届出とは

- 平成 25 年 8 月に京都府福知山市の花火大会火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催し（＊1）における火災予防対策の充実を図るため、火災予防条例が改正され、次の事項が義務化されました。

- ① 火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、**消防署に届出が必要です。**
 - ② 火気使用器具等（＊2）を使用する場合に、**消火器の準備が必要です。**

* 1 多数の者の集合する催し

「多数の者の集合する催し」とは、社会的な広がりを有する自治会単位の祭礼・縁日・花火大会の催しが該当します。（集合する者の範囲が個人的なつながりの近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなどは対象外。）

* 2 火気使用器具等

火気使用器具等とは、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具で下記に示すような火を使用する器具又は使用に際し火災の発生のおそれのある器具の事をいいます。

- ・ 液体燃料を使用する器具（自家発電機、石油ストーブなど）
- ・ 固体燃料を使用する器具（七厘、バーベキューコンロ、練炭コンロなど）
- ・ 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ、ガスストーブなど）
- ・ 電気を熱源とする器具（電気コンロ、電気ストーブ、電子レンジ、ホットプレートなど）

(2) 根拠法令・条例等

- 消防法
- 静岡市火災予防条例

(3) 申請窓口

- 静岡市 消防局 予防課

(4) 提出書類

- ・ 露店等の開設届出書
(申請書の様式は、静岡市HP「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。)
- ・ 会場の見取り図（対象火気器具の使用場所、危険物の設置場所、消火器の設置場所を記入）

(5) 準備する消火器について

- 調理用器具、ストーブや発電機などを使用する場合は、次のような消火器を準備して下さい。

- ① 準備する消火器は、業務用消火器としてください。
 - ・ 消火器には、業務用消火器の他に、「家庭用消火器」「エアゾール式簡易消火器」等がありますが、家庭用消火器とエアゾール式簡易消火器は準備する消火器として認められません。
 - ② 準備する消火器は、原則として、対象火気器具ごとに 1 本必要となります。
 - ・ ただし、対象火気器具の設置者が同一で、1 の消火器から対象器具までの距離や経路について、一定の条件を満たせば、複数の対象器具に消火器を 1 本準備すればよい場合もあります。詳細については、管轄の消防署へご確認ください。

【参考】静岡市内を流れる河川の管理者一覧

■ 国（国土交通省）管理河川

< 静岡河川事務所 >

河川名	水系名	管理区間
安倍川 ※	安倍川水系	玉機橋から海に至る
藁科川 ※	安倍川水系	福養橋と富厚里橋との中間付近から安倍川との合流点

※ 安倍川と藁科川は、上記区間以外は静岡県が管理者となります。

< 甲府河川国道事務所 >

河川名	水系名	管理区間
富士川	富士川水系	富士川町境から海に至る（静岡県内）

■ 静岡県管理河川

	河川名	水系名	延長 (m)		河川名	水系名	延長 (m)
1	安倍川 ※	安倍川水系	28,123	30	関の沢川	安倍川水系	1,600
2	丸子川	安倍川水系	10,400	31	三郷川	安倍川水系	760
3	藁科川 ※	安倍川水系	20,292	32	コンヤ川	安倍川水系	680
4	久住谷川	安倍川水系	4,000	33	安倍大谷川	安倍川水系	2,800
5	飯間谷川	安倍川水系	3,300	34	大井川	大井川水系	61,000
6	新間谷川	安倍川水系	6,000	35	関の沢川	大井川水系	2,000
7	小瀬戸谷川	安倍川水系	2,300	36	井川西山沢川	大井川水系	1,200
8	板谷島沢川	安倍川水系	800	37	東河内川	大井川水系	2,500
9	水見色川	安倍川水系	7,000	38	明神川	大井川水系	1,500
10	保ヶ沢川	安倍川水系	1,000	39	赤石沢川	大井川水系	7,200
11	荒沢川	安倍川水系	1,000	40	井川聖沢川	大井川水系	4,200
12	黒俣川	安倍川水系	7,500	41	奥西河内川	大井川水系	4,310
13	氷川	安倍川水系	1,000	42	西俣川	大井川水系	7,350
14	坂本川	安倍川水系	2,000	43	稻瀬川	富士川水系	4,250
15	杉尾川	安倍川水系	2,800	44	内房境川	富士川水系	2,900
16	諸子沢川	安倍川水系	4,000	45	入川	富士川水系	800
17	内牧川	安倍川水系	4,000	46	小池川	富士川水系	1,580
18	足久保川	安倍川水系	9,230	47	巴川	巴川水系	17,980
19	八十岡川	安倍川水系	1,200	48	継川	巴川水系	3,300
20	相沢川	安倍川水系	1,600	49	瀬名新川	巴川水系	1,030
21	油山川	安倍川水系	3,900	50	吉田川	巴川水系	4,100
22	浅間沢川	安倍川水系	600	51	長尾川	巴川水系	8,870
23	安倍大沢川	安倍川水系	1,000	52	則沢川	巴川水系	1,500
24	安倍中河内川	安倍川水系	20,800	53	大谷川放水路	巴川水系	6,300
25	仙俣川	安倍川水系	3,600	54	大慈悲院川	巴川水系	2,900
26	西河内川	安倍川水系	8,700	55	小鹿沢川	巴川水系	980
27	玉川大沢川	安倍川水系	1,200	56	大谷川	巴川水系	620
28	八重沢川	安倍川水系	900	57	長沢川	巴川水系	1,770
29	聖沢川	安倍川水系	300	58	浅畠川	巴川水系	1,370

■ 静岡県管理河川（続き）

	河川名	水系名	延長(m)		河川名	水系名	延長(m)
59	七曲川	巴川水系	1,120	76	湯沢川	興津川水系	2,045
60	大沢川	巴川水系	4,100	77	布沢川	興津川水系	4,764
61	山原川	巴川水系	2,900	78	黒川	興津川水系	1,395
62	塩田川	巴川水系	3,000	79	石沢川	興津川水系	940
63	草薙川	巴川水系	3,850	80	波多打川	波多打川水系	4,300
64	滝ヶ原川	滝ヶ原川水系	600	81	庵原川	庵原川水系	6,700
65	古安川	古安川水系	400	82	山切川	庵原川水系	5,200
66	殿谷川	殿谷川水系	700	83	神沢川	神沢川水系	750
67	小坂川	小坂川水系	2,800	84	八木沢川	八木沢川水系	550
68	朝比奈川	瀬戸川水系	3,600	85	堰沢川	堰沢川水系	1,300
69	山中沢川	瀬戸川水系	1,000	86	向田川	向田川水系	1,300
70	ユキ沢川	瀬戸川水系	450	87	蛭沢川	向田川水系	800
71	興津川	興津川水系	21,700	88	山居沢川	山居沢川水系	480
72	小河内川	興津川水系	5,300	89	由比川	由比川水系	4,800
73	中一色川	興津川水系	2,500	90	桜ノ沢川	由比川水系	2,000
74	中河内川	興津川水系	8,900	91	釜ヶ沢川	由比川水系	1,500
75	神沢原川	興津川水系	1,100	92	和瀬川	和瀬川水系	2,500

※ 安倍川と藁科川は、一部が国（国土交通省）管理となります。

■ 静岡市管理河川

	河川名	水系名	延長(m)		河川名	水系名	延長(m)
1	大門川	安倍川水系	2,180	19	安東川	巴川水系	2,080
2	小豆川	安倍川水系	1,150	20	猿田川	巴川水系	850
3	秋山川	安倍川水系	1,390	21	長沢川	巴川水系	960
4	慈悲尾谷川	安倍川水系	1,180	22	四方沢川	巴川水系	1,870
5	門屋川	安倍川水系	1,120	23	旧巴川	巴川水系	477
6	辰起川	安倍川水系	1,040	24	常念川	巴川水系	1,470
7	有東木沢川	安倍川水系	1,620	25	谷津沢川	巴川水系	1,260
8	有東木西沢川	安倍川水系	900	26	薬師沢川	巴川水系	1,010
9	中新田北沢川	安倍川水系	410	27	和田川	巴川水系	2,330
10	中新田西沢川	安倍川水系	210	28	浜川	浜川水系	1,870
11	大沢川	安倍川水系	2,400	29	道成寺川	浜川水系	918
12	大鉿川	安倍川水系	1,660	30	大和田川	小坂川水系	950
13	原田川	安倍川水系	500	31	旧大谷川	旧大谷川水系	790
14	産女沢川	安倍川水系	970	32	新川	新川水系	1,320
15	出口川	安倍川水系	600	33	大橋川	新川水系	2,190
16	御用水川	安倍川水系	1,600	34	浜田川	浜田川水系	1,350
17	内宮川	安倍川水系	660	35	吉原川	庵原川水系	1,050
18	大正寺沢川	巴川水系	1,600	36	神沢川	神沢川水系	470

エリアマネジメントガイドライン

Step1 「はじめての公共空間の利活用」編

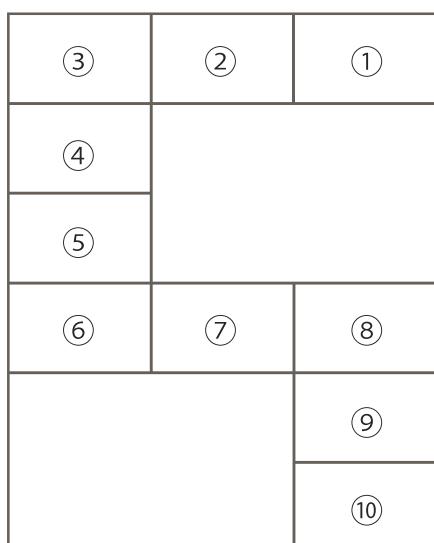
発行年月：平成 30 年 3 月 version1.2

発 行：静岡市都市計画課

Tel : 054-221-1406

E-mail : toshi@city.shizuoka.lg.jp

※表紙の写真※ *公共空間の利活用のイメージ



- ① 蒲原海岸
- ② 用宗漁港
- ③ 巴川
- ④ 泉町豊原町線
- ⑤ 駿府城公園
- ⑥ 静岡市役所 静岡庁舎
- ⑦ 清水駅東口広場
- ⑧ 清水駅前銀座商店街
- ⑨ 七間町通り
- ⑩ 清水港